



堺環共第551号
平成17年9月14日

大阪府知事
齊藤房江様

堺市長木原敬介



ノボパン木屑リサイクル事業に係る環境影響評価準備書に対する
環境の保全の見地からの意見について（回答）

大阪府環境影響評価条例第16条第1項の規定に基づき、平成17年6月3日付け
環保第1270号で照会のあった標記のことについて、本市の意見を下記のとおり回答
します。

記

準備書に示された事業の概要、調査、予測及び評価の結果、環境保全のための措
置及び事後調査の方針について検討した。その結果、本事業は、発生した廃棄物を
循環資源としてとらえ、マテリアルリサイクル及びサーマルリサイクルすること、
また、木屑の有効利用による二酸化炭素の排出量削減に寄与することから、循環型
社会の構築に寄与するものである。このことから、事業の必要性については理解す
るものの、産業廃棄物焼却施設という性格上、大気汚染物質等による環境への影響
を極力回避、最小化することが求められる。

このため、事業者に対して、事業の実施に当たって講じようとする環境保全のた
めの措置に加え、別添指摘事項が確実に実行されるよう強く求めます。

別添資料

ノボパン木屑リサイクル事業に係る環境影響評価準備書についての検討結果
(堺市環境影響評価専門委員)

指 摘 事 項

1. 大気汚染

- ① 焼却炉の形式は流動層式を採用しており、運転管理を怠ると飛灰とともに流動砂の一部が飛散し、集塵機入口濃度が高くなることから、文献に散見されることから、焼却炉の運転管理に十分留意するなど、適切に維持管理を行うこと。
- ② 脱硝装置について、脱硝効率の低下を防止するために、ダストによる触媒の磨耗、閉塞等を常に点検し、適切に運転すること。
- ③ ダイオキシン類の計画排出濃度以下に維持するため、供用後における施設稼働の監視体制及び燃料チップへの異物混入の管理体制に充分留意すること。
- ④ 予測地点である府道大阪臨海線の沿道では、現況で二酸化窒素濃度が環境基準値を上回っていることから、事業関連車両等及び工事用車両による環境への負荷を低減するため、積載効率の向上等による走行台数の抑制や低公害車、低排出ガスの使用を検討すること。また、車両が短時間に集中しないよう管理するとともに、走行ルート分散についても検討すること。
- ⑤ 工事の実施にあたっては、8ヶ月目が最も稼働台数が多くなることから建設機械の配置や稼働状況を把握し、環境保全措置に十分留意すること。

2. 水質

工事中の濁水については、降雨量によっては、濁水処理装置の処理能力を上回る量が発生することも想定されることから、濁水処理装置の手前に貯留槽を設置する等、濁水が流出しないよう配慮すること。

3. 騒音

- ① 木材処理施設の出入口については、事業関連車両の出入時以外は閉め、開口部からの騒音の漏れを極力低減するよう、その管理を徹底すること。
- ② 予測地点である府道大阪臨海線の沿道では、現況で環境基準値を上回っていることから、事業関連車両等及び工事用車両が短時間に集中しないよう管理するとともに、走行ルート分散についても検討すること。
- ③ 建設工事の実施にあたっては、建設機械の配置や稼働状況を把握し、環境保全

措置に十分留意すること。また、建設機械は低騒音型の使用を検討すること。

4. 振動

- ① 事業計画地の地盤は軟弱であると考えられることから、設備機器を設置するコンクリートの基礎については、振動の影響に十分配慮した設計とすること。
- ② 建設工事の実施にあたっては、建設機械の配置や稼働状況を把握し、環境保全措置に十分留意すること。また、バックホウ等の建設機械は低振動型のものの使用を検討すること。

5. 低周波音

事業の実施にあたっては、設備の適切な点検・整備を励行し、動作不良による低周波音の発生防止に努めること。なお、設備の設置にあたっては低周波音の低減につながる環境保全対策について十分に検討すること。

6. 悪臭

- ① 当該地域においては、原料置き場からと考えられる悪臭苦情もあることから、本事業の実施にあたっては、現況の施設改善とあわせて環境保全対策の徹底を図ること。
- ② 施設の原料置き場については、敷地境界での測定結果が臭気指数 17 であることから、既設類似事例において臭気漏洩防止対策の一つとして記載しているチップサイロの設置について、早期着工を検討すること。

7. 人と自然との触れ合い活動の場

大浜北公園は対象事業計画地に隣接していることから、木材処理施設の出入口扉の管理による騒音の低減や、悪臭に係る現況の施設改善など環境保全対策の徹底を図ること。

8. 景観

- ① 気温の低い冬季や相対湿度の高い梅雨時などにおいては、白煙の発生が予想されることから、その対策として冷却塔については白煙防止対策を備えた最新の設備の導入について検討すること。
- ② 産業廃棄物処理施設は堺市景観条例に定める大規模建築物に該当することから、以下の内容に配慮すること。

- ・ 北側前面道路沿いは既存樹を活かしつつ、新たに植栽を充実させる等、潤いのある空間とする。
- ・ 灰コンベヤ施設周囲の保守点検用ステージのブルーの色彩については、周囲の施設の色と合わせる。

9. 廃棄物、発生土

- ① 産業廃棄物処理施設から発生する産業廃棄物については、発生抑制、減量化、再資源化を基本としてさらに検討を加えること。
- ② 解体工事及び建設工事に伴い発生する産業廃棄物については、さらに有効利用の可能性について検討すること。

10. 地球環境（地球温暖化）

- ① 平成16年度を現況にすると、施設の稼働に係る二酸化炭素排出量に対する削減量を過度に評価することになるため、評価書の段階で現況値を過去3カ年の平均値（22,697,224kg-CO₂/年）として評価しなおすこと。
- ② 事業の実施にあたっては、低公害車や低排出ガス車の使用について検討するとともに、アイドリングストップ等を行うよう周知徹底を図ること。

11. 事後調査

- ① 施設の稼働に伴う騒音及び振動は、産業廃棄物焼却施設、木材処理施設など複数の施設が発生源となっていることから、供用後の全ての施設が安定的に稼働した適切な段階において、現地調査により確認すること。
- ② 低周波音の予測は不確実性の程度が大きく、また予測結果からも住居系地域での増加分があることから、供用後の施設が安定的に稼働した適切な段階において、現地調査により確認すること。
- ③ 悪臭については、現況において臭気指数が10を超えていることから、供用後の施設が安定的に稼働した適切な段階において、工場全体からの悪臭について現地調査により確認すること。